

高等教育修学支援新制度における、家計が急変した学生等への支援

「高等教育の修学支援新制度 授業料等減免事務処理要領（第1版）」においては、以下の通り記載しています。

(p91 より抜粋)

① 家計急変の事由

下表の左欄に掲げる「事由」に該当し、右欄に掲げる証明書類を提出できる場合、家計急変に係る申請を行うことができる。

事由	証明書類
A：生計維持者の一方（又は両方）が <u>死亡</u>	下記の <u>いずれか</u> ・戸籍謄本（抄本） ・住民票（死亡日記載）
B：生計維持者の一方（又は両方）が <u>事故又は病気</u> により、半年以上、就労が困難	・医師による診断書 <u>及び</u> ・雇用主による病気休職に係る証明書
C：生計維持者の一方（又は両方）が <u>失職</u> （非自発的失業（※）の場合に限る。）	下記の <u>いずれか</u> ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証
D：生計維持者が <u>震災、火災、風水害等に被災</u> した場合であって、次の <u>いずれかに</u> 該当 ①上記A～Cの <u>いずれかに</u> 該当 ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書

現下の状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症に係る影響により家計が急変した場合であって上表A～Cのいずれにも該当しない場合には、上表「D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合」に類するものとして、次の通り取扱うこととします。